

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、来所の際はマスクの着用をお願いします。



保健センターから
のお知らせ

毛呂山町保健センター

(川角305番地1)

☎049-294-5511 ☎049-295-5850

📍=毛呂山町健康マイレージ事業対象事業

新型コロナウイルス
ワクチン接種相談窓口

新型コロナウイルスについて
の電話相談窓口を開設しまし
た。新型コロナウイルスの接
種制度や予約に関する相談を
お受けします。

予約についてはワクチンが町
に届き次第、国が示した優先
順位に基づき、対象者へ予約
開始のお知らせを送付しま
す。

お知らせが届いてから予約を
取るようにご協力のほどよろ
しくお願いします。

■コールセンター

☎0500-557819415

受付時間 午前9時～午後5
時(土日祝日含む)

ゲートキーパー
養成講座



ゲートキーパーは悩んでいる
人に「気づき」、「声をかけ」、
「話を聞いて」必要な支援に
「つなげ」、「見守る」人のこ
とです。特別な資格は不要で
す。悩んでいる「身近なひとの
ところに寄り添うポイント」
を一緒に学んでみませんか？

📅 5月12日(水)

午後1時30分～3時

📍 保健センター

👤 町内在住の人

📌 講演「身近なひとのこ
ろに寄り添うポイント」

👤 講師 菊池礼子さん(臨床心
理士・公認心理師)

👤 定 15人(先着順)

📌 料 無料

📌 持 筆記用具

📅 4月9日(金)から保健セン
ターで受付(電話可)

📍 パパママ教室

妊婦とパートナーを対象にし
た、安心してお産を迎えるた
めの教室です。新しいお友達
を作る機会にもなりますの
で、ぜひ参加し、すてきなマ
タニティライフを過ごしてく

ださい。

📅 5月8日(出)・18日(水)

午後1時30分～4時

※1日のみの参加も可能です。

📍 保健センター

👤 妊婦とそのパートナー

※一人での参加も可能です。

📅 1日目/子どもとの生活

📌 が始まる前の心の準備(臨
床心理士)、沐浴実習

📍 2日目/出産後の手続き案
内、妊娠中の栄養指導(管

理栄養士)、呼吸法・妊婦

体操・乳房管理(助産師)

👤 10人(先着順)

📌 料 無料

📌 持 母子手帳、筆記用具、動
きやすい服装

📅 4月7日(水)から保健セン
ターで受付(電話可)

📍 毛呂山町健康マイレ
ージ事業にご参加を!

毛呂山町では、皆さんの健康
づくりを応援する事業とし
て、『毛呂山町健康マイレ
ージ事業』を実施しています。

この事業は、各種健診や講座、
スポーツイベントなどの対象
事業に参加すると「健康マイ
レージポイント」が貯まりま
す。20ポイント貯まると

500円の毛呂山町共通商品
券を受け取ることができま
す。ポイントの有効期限はあ
りません。詳しくは保健セン
ターまでご連絡ください。

商品券の引換申込期間 ①6
月10日(水)～30日(水)、②9月
14日(水)～30日(水)、③11月16
日(水)～30日(水)

歯から始める健康
ライフ 『歯周病検診』



500円の毛呂山町共通商品
券を受け取ることができま
す。ポイントの有効期限はあ
りません。詳しくは保健セン
ターまでご連絡ください。

商品券の引換申込期間 ①6

月10日(水)～30日(水)、②9月

14日(水)～30日(水)、③11月16

日(水)～30日(水)

歯科医師の歯周病検診と歯科
衛生士の歯みがき指導が無料
で受けられるチャンス!
20歳以上であればごなたでも
受けることができます。

最近歯の検診を受けていない
人は、ぜひこの機会をお見逃
しなく!!

📅 5月27日(水)、6月10日(水)、
24日(水) 午前9時～10時30
分(30分ごとの予約制)

📍 保健センター

👤 歯周病検診、歯磨き指導

📌 町内在住で20歳以上の人

👤 20人(先着順)

📌 料 無料

📌 持 コップ、歯ブラシ

📅 4月15日(水)から保健セン
ターで受付(電話可)。

📍 毛呂山町健康マイレ
ージ事業にご参加を!

毛呂山町では、皆さんの健康
づくりを応援する事業とし
て、『毛呂山町健康マイレ
ージ事業』を実施しています。

この事業は、各種健診や講座、
スポーツイベントなどの対象
事業に参加すると「健康マイ
レージポイント」が貯まりま
す。20ポイント貯まると

500円の毛呂山町共通商品
券を受け取ることができま
す。ポイントの有効期限はあ
りません。詳しくは保健セン
ターまでご連絡ください。

商品券の引換申込期間 ①6
月10日(水)～30日(水)、②9月
14日(水)～30日(水)、③11月16
日(水)～30日(水)

「第8期毛呂山町高齢者総合計画」を

策定しました

第7期計画の計画期間が令和2年度で終了することに伴い、町では高齢者総合計画推進会議を開催し、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体化した「第8期毛呂山町高齢者総合計画」を策定しました。第8期計画の計画期間は令和3年度から令和5年度の3年間です。計画では団塊世代が75歳以上となる令和7年および団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、中長期的な展望を踏まえて策定されています。

※高齢者総合計画は、役場高齢者支援課ほか、図書館、中央公民館、東公民館、町のホームページでご覧いただけます。
問合せ 役場高齢者支援課 ☎ 29512112 高齢者福祉係 ☎ 129 介護保険係 ☎ 121 医療保険係 ☎ 176

■計画の基本的方向

○基本理念

「住み慣れた地域で、いつまでも安心に・自分らしく・いきいき暮らすまち・もろやま」

○基本目標

- ・ 地域包括ケアシステムの推進と発展
 - ・ 介護保険基盤の充実
 - ・ 生きがいづくりと社会活動への参加の促進
 - ・ 安心して暮らせるための保健・福祉の充実
- ※計画において様々な取り組みを進めています。

～介護保険料が変わります～

令和3年4月から介護保険料を下記のとおり変更します。介護や支援が必要な状態となった人が、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

所得段階	保険料基準額に対する割合	保険料年額	
第1段階	生活保護受給者、町民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者または前年の課税年金収入と合計所得の合計額が80万円以下の人	基準額×0.50 (0.30) ※2	27,600円 (16,500円)
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の課税年金収入と合計所得の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.70 (0.45) ※2	38,600円 (24,800円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得の合計額が120万円超の人	基準額×0.75 (0.70) ※2	41,400円 (38,600円)
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90	49,600円
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得の合計額が80万円超の人	基準額×1.00	55,200円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金が120万円未満の人	基準額×1.20	66,200円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	71,700円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	82,800円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	93,800円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.80	99,300円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.90	104,800円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金が800万円以上の人	基準額×2.00	110,400円

※1 保険料基準額（年額）は、「月額基準額×12か月（100円未満切り捨て）」により算出されています。

※2 公費で負担する軽減制度により、第1段階の保険料率は「0.50→0.30」、第2段階の保険料率は「0.70→0.45」、第3段階の保険料率は「0.75→0.70」に軽減となります。